

## 原因者及び排出事業者等に対する責任追及の状況

平成30年3月31日現在

## 1 原因者に対する責任追及の状況

## (1) 納付命令

年度	納付命令額	備 考
16～28	22,040,645,897 円	H14～26事業分(原状回復詳細調査、廃棄物処理、土壌汚染対策、汚染水処理等)
29	527,847,800 円	H28事業分(汚染水処理等)
計	22,568,493,697 円	

## (2) 回収状況

年度	回 収 額	備 考
13	148,522,035 円	原因法人の預金から回収(代執行実施の前に、措置命令の一部履行に充当したもの)
16～28	106,050,472 円	原因法人及び同法人元役員の預金及び不動産等、並びに原因法人の破産財団から回収
29	3,199,773 円	原因法人、同法人役員及び元役員の現預金等から回収
計	257,772,280 円	

## 2 排出事業者等に対する責任追及の状況

区 分	事業者数	撤去命令量、納付命令額等	
		命令(申出)量	命令(拠出)額
措置(納付)命令	26	472.3605 t相当	17,833,200 円相当
自主的な措置 (現物撤去・金銭拠出)	49	15,068.2939 t相当	572,563,840 円相当
計	75	15,540.6544 t相当	590,397,040 円相当

## ワーキンググループの活動状況について

### 1 活動計画

今年度第1回目の会議を平成30年5月18日（金）に開催し、原状回復事業の終了を見据え、現地での記録等の保存や環境再生についてこれまで以上に検討を行っていくためワーキング活動を活発化させていく方向性を確認した。年度内に計3回の会議を開催する予定としている。

### 2 原状回復の記録等の保存や活用関連

#### (1) DVDの配付

昨年度100枚作成したDVD「つなぐ、未来へ ～岩手・青森県境不法投棄問題～」のうち、第一次配付先として60枚の配付先を決定した。今後も、発信効果が高まるよう周知・配付していく。

配付先	配付数	区 分
岩手県環境学習交流センター	10	広報活動／貸出し用
二戸保健福祉環境センター	5	広報活動／貸出し用
岩手県立図書館	1	貸出し用
岩手大学図書館	1	貸出し用
二戸市立図書館	2	貸出し用
田子町立図書館	2	貸出し用
福岡高等学校	2	出前授業／校内視聴／貸出し
福岡工業高等学校	2	出前授業／校内視聴／貸出し
田子町CATV	1	制作協力者／広報活動
原状回復対策協議会委員	14	関係者／大学等での授業に活用
ワーキング委員	6	関係者
土壌浄化対策検討委員会	2	関係者
二戸市	5	関係機関／広報活動
田子町	2	関係機関／広報活動
環境省	1	関係機関
産業廃棄物処理振興財団	1	関係機関
青森県	1	関係機関
岩手県資源循環推進課	2	排出事業者への説明用
計	60	

#### (2) 環境学習の実施

カシオペア環境研究会及び県北広域振興局と連携し、中高生を対象として、本協議会の地元委員、有識者委員等の協力をいただき、DVDの放映を交えながら事案の発生や対応の経緯等について出前授業を行う。第一弾として、二戸市内の高校での実施を調整中である。また、例年開催しているカシオペア環境フェスティバルにおいても児童・生徒向けの周知を図る。

### 3 現場跡地の環境再生関連

#### (1) 植樹の実施

##### ア 実施概要

平成29年度はウルシ及びカラマツを植樹したが、現地環境が厳しく全てが枯死するという結果となった。今年度については、昨年度の試験で得られた知見を元に実施方法を次のとおり見直した。

項目	平成29年度	平成30年度	見直し理由
樹種・本数	ウルシ30本、カラマツ40本	ウルシ、アカマツ、ミズナラ各100本	カラマツの生育が特に不良。風に弱いウルシの保護
植樹時期	5月1日	ウルシ：4月5日 ウルシ以外：同28日	ウルシは融雪後早い時期の植樹が適当
土壌	改良なし	排水性の改良を実施	粘土質土壌での根腐れ対策
その他	気温、水分量等を測定	同左	

##### イ 実施状況（写真）



4月5日のウルシ植樹の状況。  
一旦融雪したが植樹前日に再び降雪



排水性向上のため設けた砂利層



5月下旬の状況。  
無改良地区では生育不良も見られる



改良地区では生育が比較的良好

#### (2) 利活用全体の検討

各エリアの浄化状況や地形的条件、土地利用規制等を踏まえ、現実的かつ具体的な利活用形態を整理していく。

## 1, 4-ジオキサン対策について

### 1 現在の状況

場内地下水の一部から1, 4-ジオキサンが検出されているため、浄化を実施しています。

(1, 4-ジオキサンは溶剤の一種。平成21年に環境基準が施行されて、本現場は当該基準で管理)

- 基本対策として洗出処理（揚水井戸からの地下水回収）後、回収した地下水や浸出水は水処理施設で浄化し、環境基準適合を確認のうえ、再利用又は放流
- 濃度が高い値で継続している地区では、追加対策として次の対策を実施
  - ・ A B地区境界部 汚染土壌の掘削除去、集水管（横ボーリング）設置後、斜面に散水
    - ※窒素分の少ない溜め池の水を散水するための工事を実施
  - ・ A地区西側 汚染土壌の掘削除去後、ライナープレート内に処理水を注水
  - ・ A地区及びD地区において、土壌のボーリング詳細調査等を実施（H30年4月～7月）
- A地区及びB地区から除去した汚染土壌を、L地区において洗出しを実施

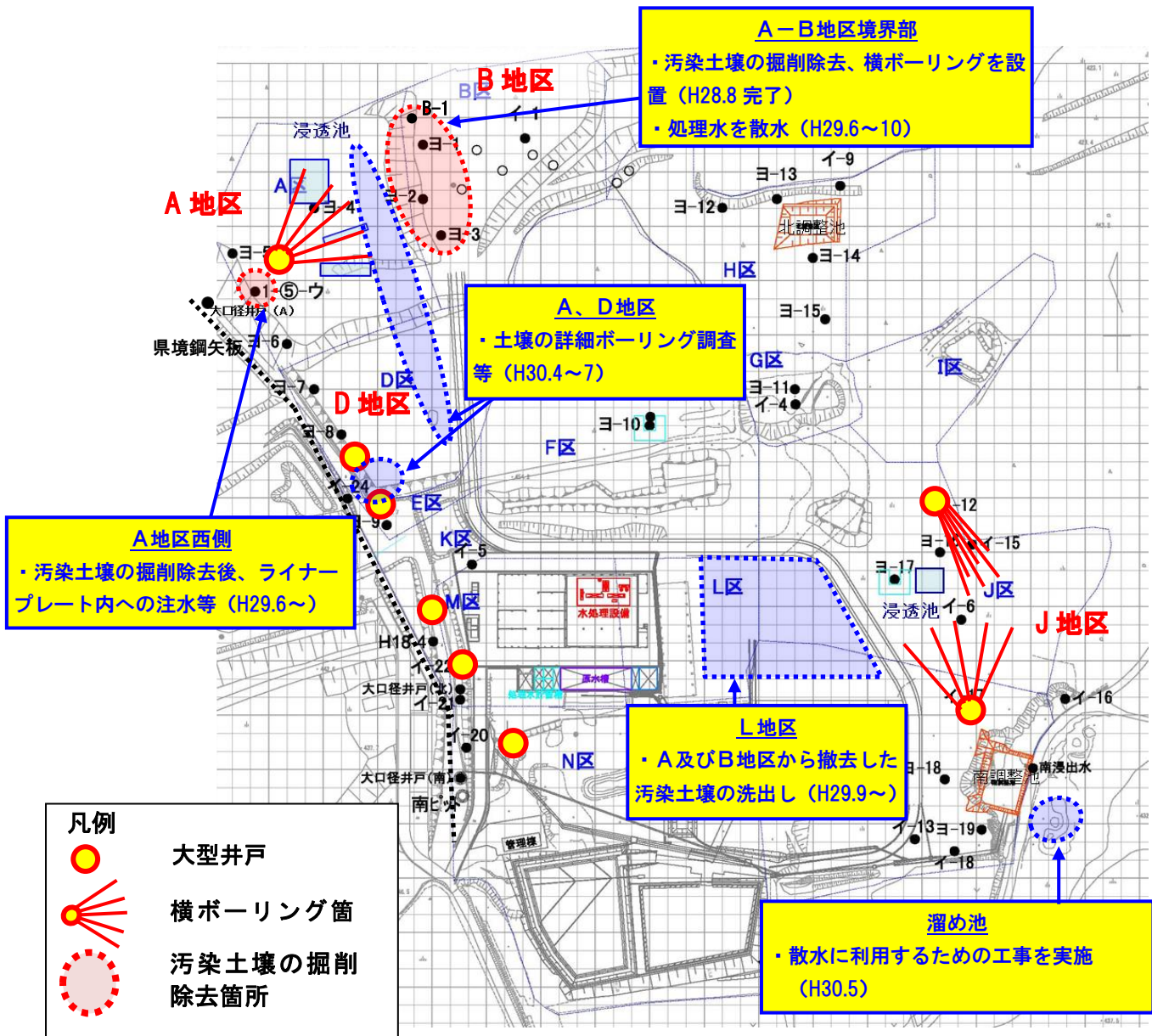


図1 1, 4-ジオキサンの浄化対策実施状況

## 2 地下水調査結果（平成25年4月～平成30年4月）

場内49地点（揚水井戸等33、モニタリング井戸16）で調査を実施しました。【表1-1、1-2】

また、場内全体の濃度の推移をグラフ化しました。【図2-1、図2-2】

- 地下水汲上げ等により濃度の低下がみられます。
- 平成30年4月の調査において、49地点中8地点で環境基準を超過していました。

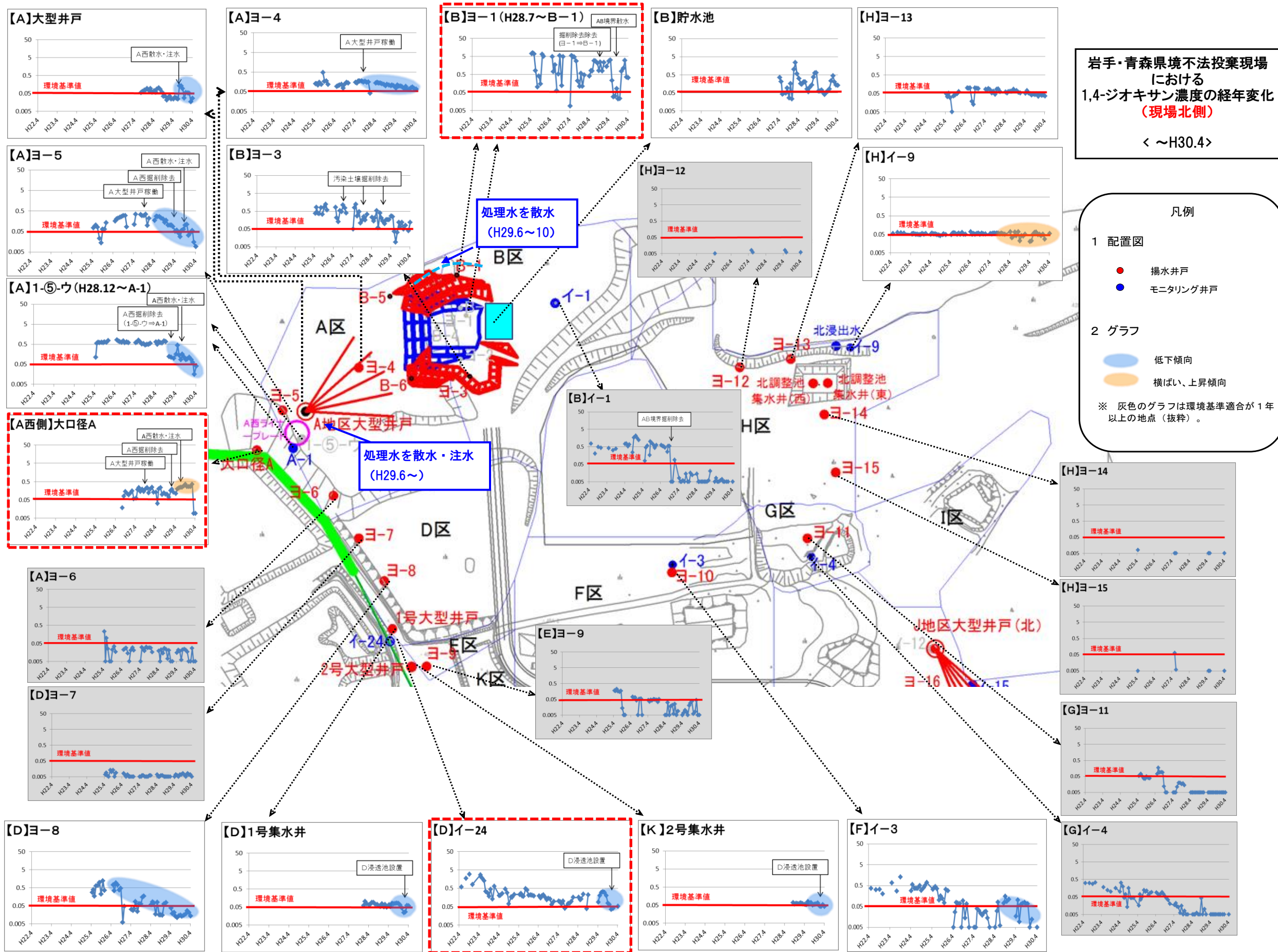
表 1-1 地下水の1,4-ジオキサン濃度の推移 (平成25年度~平成27年度)

単位: mg/L 環境基準: 0.05mg/L 以下

地区名	井戸名	平成25年												平成26年												平成27年												平成28年			井戸名	地区名
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
A	ヨ-4	0.13	0.13	0.11	0.15	0.12	0.48	0.17	0.18	0.12	休止	休止	休止	休止	0.095	0.10	0.11	0.12	0.077	0.12	0.15	0.14	0.15	0.14	0.18	0.18	0.18	0.16	0.17	0.15	0.16	0.042			ヨ-4	A						
	ヨ-5	0.074	0.089	0.10	0.082	0.023	0.014	0.064	0.064	0.13					0.16	0.20	0.22	0.24	0.26	0.29	0.30	0.085	0.11	0.34	-	-	0.33	0.29	0.30	0.34	0.098	0.22					ヨ-5					
	ヨ-6	0.23	<0.005	0.097	0.025	<0.005	<0.005	0.022	0.034	0.017					0.022	0.025	0.028	0.014	<0.005	0.020	0.029	0.020	<0.005	0.030	0.026	0.019	0.031	0.028	0.029	0.028	0.016	-					ヨ-6					
	1-⑤-ウ	0.11	0.56	0.62	0.59	0.62	0.59	0.65	0.63	0.76					0.83	0.72	0.68	0.61	0.72	0.59	0.65	0.60	0.59	0.65	0.78	0.67	0.52	0.53	0.45	0.49	0.50	0.56					1-⑤-ウ					
	A-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					A-1					
	大型井戸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.069	0.093	0.057	大型井戸											
B	ヨ-1	7.1	7.8	6.8	8.2	0.10	0.41	0.15	6.5	5.1	4.8	0.70	1.7	0.064	0.53	5.6	0.12	4.8	0.009	5.4	4.9	4.6	2.7	0.22	0.11	0.57	0.11	0.46				ヨ-1	B									
	B-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				B-1										
	ヨ-2	1.9	1.6	8.2	2.0	0.64	0.38	3.0	6.0	3.2	4.0	2.6	0.82	0.50	0.57	2.8	0.71	0.97	0.14	0.41	3.3	1.8	3.4	2.9	2.8	AB境界掘削除去により廃止			ヨ-2													
	ヨ-3	0.38	0.82	0.40	0.36	0.80	0.33	0.84	1.2	0.58	0.83	0.22	0.13	0.54	0.47	1.1	0.75	0.39	0.049	0.80	1.2	0.27	0.47	0.11	0.16	0.25	0.16	0.33				ヨ-3										
	B地区貯水池	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.35	0.21	0.042	0.048	0.048	0.094	0.026	0.16	0.023	1.0	2.4	0.58				B地区貯水池									
D	ヨ-7	0.007	0.009	0.006	0.005	0.013	0.010	0.013	<0.005	0.009	0.008	0.007	0.005	0.007	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	-				ヨ-7	D									
	ヨ-8	0.28	0.39	0.17	0.64	0.68	0.96	0.22	1.2	0.35	0.71	0.34	0.91	0.70	0.37	0.47	0.066	0.047	0.031	0.028	0.035	0.087	0.024	0.066	0.064	0.15	0.051	0.17				ヨ-8										
	1号集水井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.059	0.10	0.074	1号集水井										
E	ヨ-9	0.18	0.17	0.22	0.16	0.15	0.17	0.014	<0.005	<0.005	0.070	0.061	0.085	0.042	<0.005	0.052	0.054	<0.005	0.045	0.036	0.046	0.043	0.050	0.048	0.046	0.034	0.050	-				ヨ-9	E									
G	ヨ-11	0.053	0.062	0.072	0.051	0.037	0.035	0.049	0.041	0.039	0.073	0.17	0.090	0.093	0.089	0.012	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.011	0.020	0.020	0.017	0.018	0.014	-				ヨ-11	G									
H	ヨ-12	0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	0.099	0.096	0.096	0.019	0.013	0.096	0.096	0.090	-	-	0.008	0.006	-	-	-	-	-	-				ヨ-12	H									
	ヨ-13	0.046	0.033	0.050	0.030	<0.005	0.037	0.042	0.049	0.062	-	-	-	-	-	-	-	-	0.084	0.082	0.090	0.082	0.054	0.065	0.045	0.085	0.088	0.062				ヨ-13										
	ヨ-14	0.008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-				ヨ-14										
	ヨ-15	<0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.063	0.006	-	-	-	-	-	-				ヨ-15										
	北調整池集水井(東)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.030	0.013	0.061	0.040	0.034	-				北調整池集水井(東)										
	北調整池集水井(西)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.019	0.025	0.016	0.006	0.026	0.020	0.011	0.008					北調整池集水井(西)							
J	ヨ-16	0.041	0.013	0.012	0.009	0.043	0.030	0.024	0.032	0.020	0.019	0.025	0.016	0.006	0.026	0.020	0.011	0.008	<0.005	0.012	0.013	0.026	0.018	0.019	0.014	0.014	0.009	-				ヨ-16	J									
	ヨ-17	0.012	0.019	0.040	0.035	0.073	0.051	0.043	0.024	0.028	0.021	0.027	0.016	0.013	0.007	0.012	0.007	0.008	<0.005	<0.005	0.005	0.005	<0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	-				ヨ-17										
	大型井戸(南)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.11	0.090	0.097	0.097	0.11	0.080				大型井戸(南)										
	大型井戸(北)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				大型井戸(北)										
K	H18-4	0.81	-	0.22	0.33	0.12	0.089	0.012	0.050	0.008	0.070	0.048	-	0.046	0.010	0.013	0.012	0.012	0.010	0.011	0.015	0.016	0.015	0.017	0.019	0.022	0.015	-				H18-4	K									
	2号集水井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				2号集水井										
	3号集水井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				3号集水井										
	4号集水井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				4号集水井										
N	大口径北	-	0.28	0.27	0.31	0.17	0.27	0.019	0.069	0.014	0.10	0.090	0.092	0.008	0.070	0.074	0.097	0.085	0.077	0.079	0.085	0.082	0.082	0.080	0.071	0.026	0.062	0.079	0.075	0.052	0.043	0.040	0.052	0.054	0.049	0.064	0.060	大口径北	N			
	大口径南	-	0.11	0.097	0.13	0.094	0.065	0.064	0.029	0.018	0.015	0.022	0.020	0.013	0.013	0.015	0.018	0.018	0.013	0.01	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009	0.007	0.009	0.010	0.013	0.007	0.007	0.007	0.008	0.007	0.007		-	大口径南	
	5号集水井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
O	ヨ-18	0.045	0.056	0.063	0.043	0.050	0.045	0.057	0.008	0.020	0.021	0.044	0.047	0.043	<0.005	0.039	0.030	0.027	0.007	0.022	0.036	0.032	0.029	0.021	0.020	0.041	0.044	-				ヨ-18	O									
	ヨ-19	0.037	0.033	0.039	0.029	0.024	0.035	0.045	0.024	0.021	0.014	0.013	0.015	0.016	0.020	0.016	0.016	0.017	0.026	0.015	0.012	0.008	0.012	0.014	0.019	0.022	0.022	-				ヨ-19										
地区外A西側	大口径A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.018	0.077	0.14	0.11	0.093	0.13	0.15	0.057	0.061	0.18	0.23	0.14	0.19	0.14	0.20	0.23	0.12	0.20	0.24	0.13	大口径A	地区外A西側						

表の凡例: ■5倍以下 ■50倍以下 ■50倍超

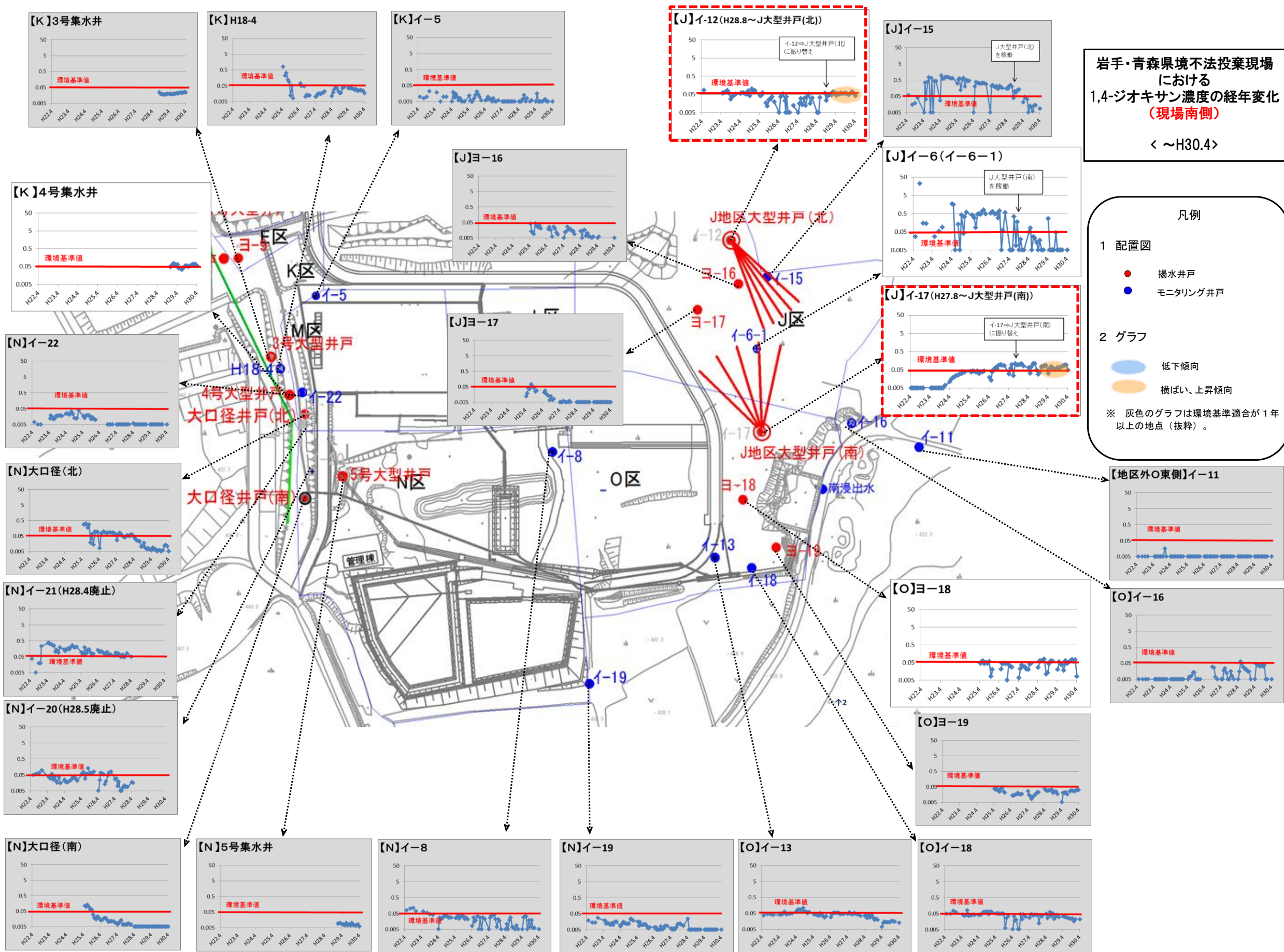




※グラフの縦軸は1,4-ジオキサン濃度 (mg/L)、  
横軸は年月

図2-1 各井戸の1,4-ジオキサン濃度経時変化 (現場北側)





※グラフの縦軸は1,4-ジオキサン濃度 (mg/L)、横軸は年月

図2-2 各井戸の1,4-ジオキサン濃度経時変化(現場南側)

3 調査結果を踏まえた1,4-ジオキサン濃度の推定分布図(コンター図)について

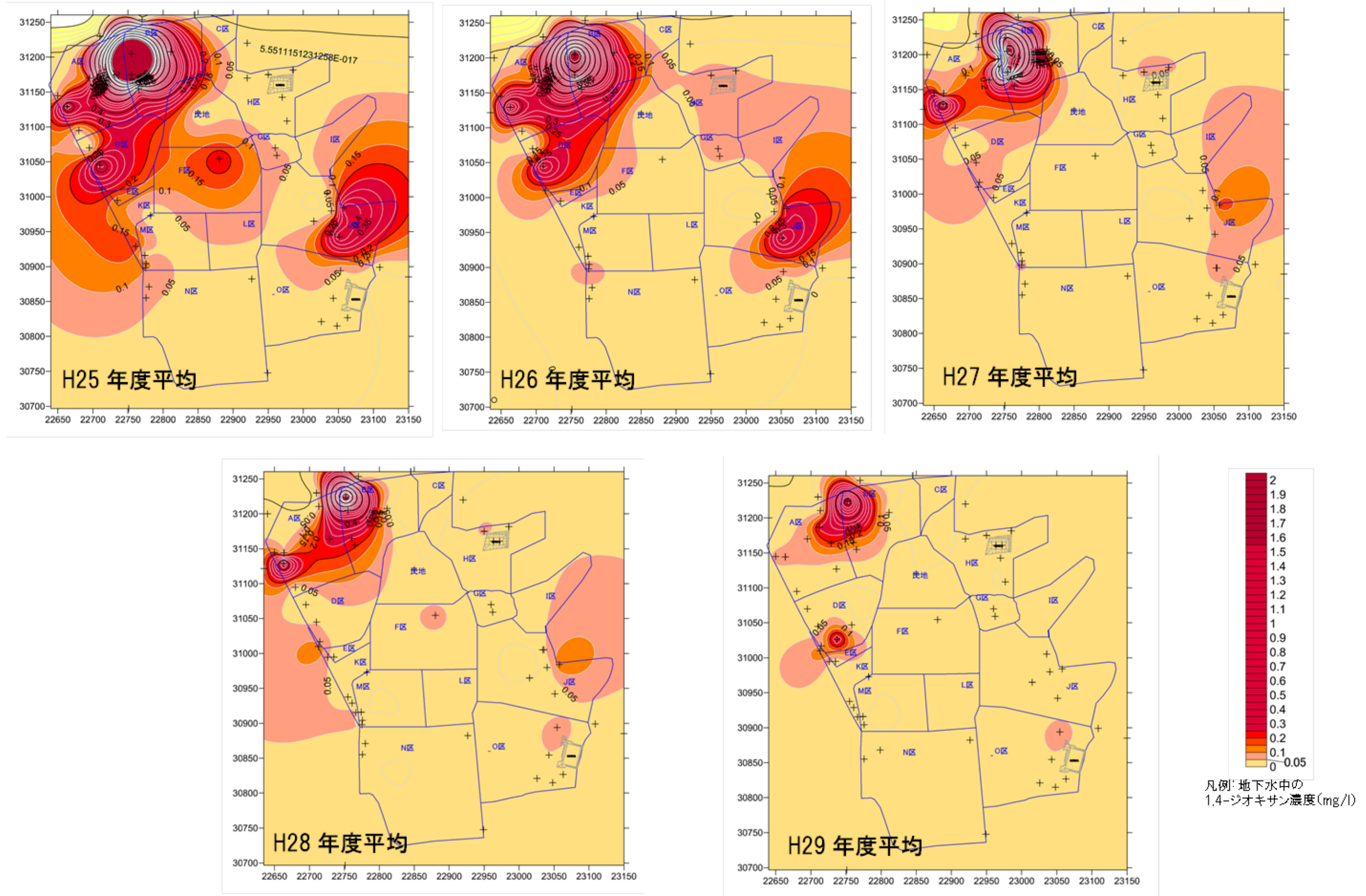


図5 1,4-ジオキサン濃度の推定分布図(コンター図)

#### 4 AB地区境界部の集水管（横ボーリング）の調査結果（平成29年4月～平成30年4月）

AB地区境界部では、汚染土壌の掘削除去後の北側斜面に21本の集水管（横ボーリング）を設置して、汚染地下水を集水しています。また、その対策効果を高めるため、平成29年6月から10月まで処理水を散水しました。【図3】

対策効果を確認するため、横ボーリングから排出される浸出水の1,4-ジオキサン濃度を調査しました。【表2、図4】

- 濃度は全調査地点で環境基準（0.05mg/L）を上回っており、中心部の濃度が高く、周辺部の濃度が低い傾向にあります。また、散水を開始した平成29年6月以降、濃度は緩やかな低下傾向にあります。

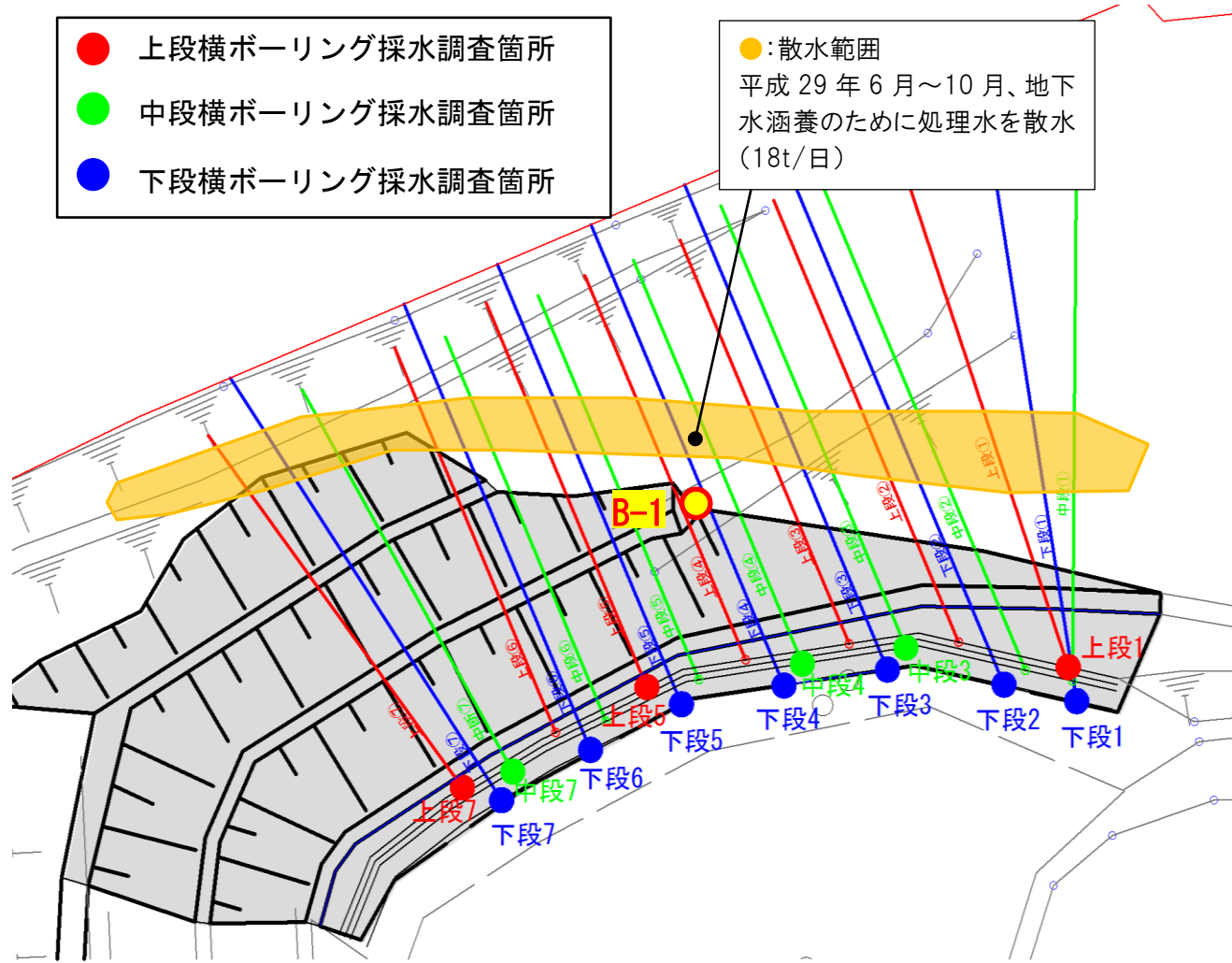
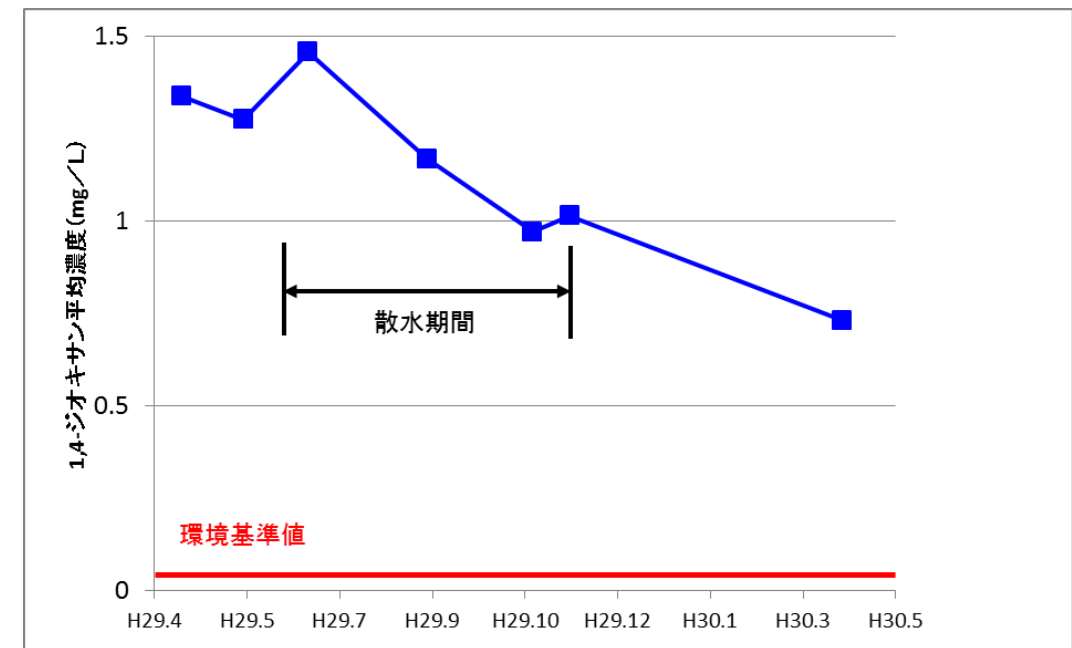


図3 AB地区境界部の横ボーリングと散水範囲

表2 AB地区境界部の横ボーリングから排出される浸出水の1,4-ジオキサン濃度（単位：mg/L）

No.	測定場所	散水期間						平成30年4月
		平成29年4月	5月	6月	8月	10月	11月	
1	上段①	0.60	0.57	0.54	0.51	0.28	0.37	0.37
2	下段①	0.46	0.86	0.37	0.27	0.24	0.26	0.24
3	下段②	3.0	3.1	2.8	2.4	2.1	2.1	欠測
4	中段③	2.0	1.7	2.6	2.0	1.4	1.6	1.2
5	下段③	1.7	1.5	2.0	1.5	1.3	1.3	0.94
6	中段④	1.5	1.4	2.0	1.5	1.3	1.0	0.80
7	下段④	2.0	2.0	2.0	1.5	1.3	1.7	1.1
8	上段⑤	1.4	1.2	1.2	1.2	1.0	0.83	0.77
9	下段⑤	2.6	2.7	3.0	2.1	1.6	2.1	1.5
10	下段⑥	0.86	0.60	1.0	0.84	0.87	0.74	0.72
11	上段⑦	0.40	0.39	0.54	0.45	0.43	0.41	0.40
12	中段⑦	0.22	0.19	0.22	0.23	0.21	0.19	0.21
13	下段⑦	0.65	0.37	0.67	0.69	0.59	0.58	0.54
平均		1.34	1.28	1.46	1.17	0.97	1.01	0.73
環境基準		0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

図4 横ボーリング浸出水の1,4-ジオキサン平均濃度の推移



## 5 今後の対応

今後の対応は、井戸の揚水と水処理施設の稼働を継続するほか、以下の対策を実施します。

- A地区西側及びAB地区境界部において、散水及び注水を継続します。なお、利用する水は、窒素分の少ない溜め池の水を利用する予定です。
- AB地区境界及びA地区西側から掘削除去した土壌を、場内（L地区）において重機により処理水と混合し浄化します。
- A地区、B地区及びD地区において詳細調査を実施し、適切な対策を検討します。
- これまで調査を実施していない地点において、ボーリング調査を実施します。

（詳細は資料4のとおり。）

### ※参考 水処理施設の運転状況（平成30年3月～4月）

#### (1) 監視体制

原水（汚染地下水）、処理水等について、1,4-ジオキサンを週1回、揮発性有機化合物（VOC）及び重金属等を月1回、環境基準の評価方法（公定法）により測定しています。

#### (2) 監視結果

水処理施設は概ね安定に稼働しており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除き、処理水は環境基準に適合していました。

表3 原水及び処理水の1,4-ジオキサン濃度 単位：mg/L 基準値：0.05mg/L以下

採水日	H30/3/7	3/12	3/19	3/26
原水	0.032	0.025	0.023	0.028
処理水	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

採水日	H30/4/2	4/11	4/16	4/23	5/1	5/9	5/14
原水	0.027	0.042	0.042	0.069	0.064	0.072	0.072
処理水	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準の前後を推移しています。引き続き、当該物質のモニタリング結果を注視していきます。

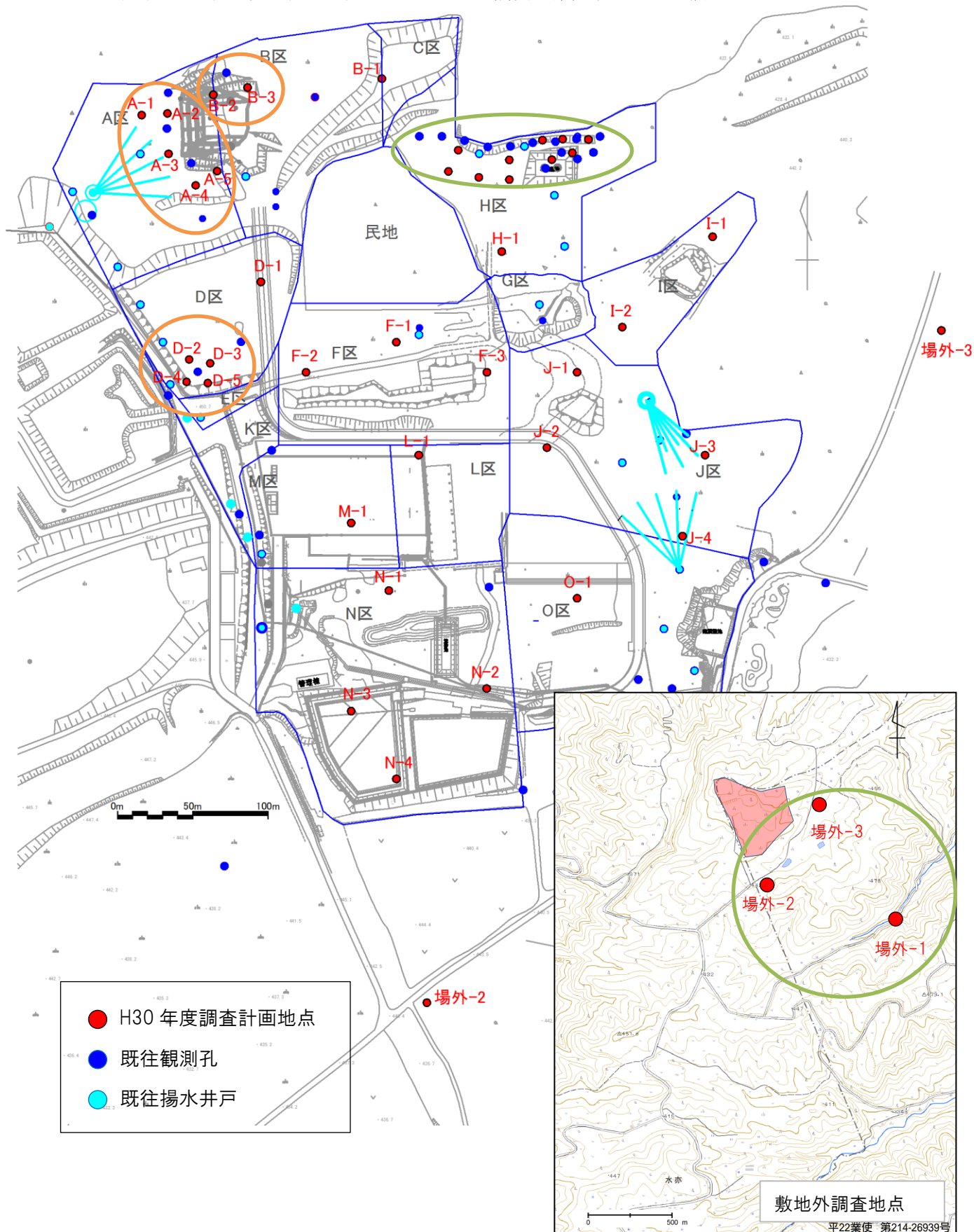
表4 処理水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素測定結果 単位：mg/L 基準値：10mg/L以下

採水日	H30.3月	4月
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	13	15

## 汚染土壌対策について

## ○H30 ボーリング計画

- 1 全体の1,4-ジオキサンを汚染を確認するための調査 (19 地点) 100m間隔
- 2 A地区(5 地点)、B地区 (2 地点)、D地区 (4 地点) は1,4-ジオキサン浄化対策のための調査
- 3 H地区(10 地点)と場外(3 地点)については水銀濃度を確認するための調査



## ○H地区での水銀調査結果について

### 1 調査内容

H地区のイ-9の地下水において、平成26年12月から基準超過が継続していることから、イ-9直近(H29H-1)と周辺12地点の計13地点でボーリング調査を行った。

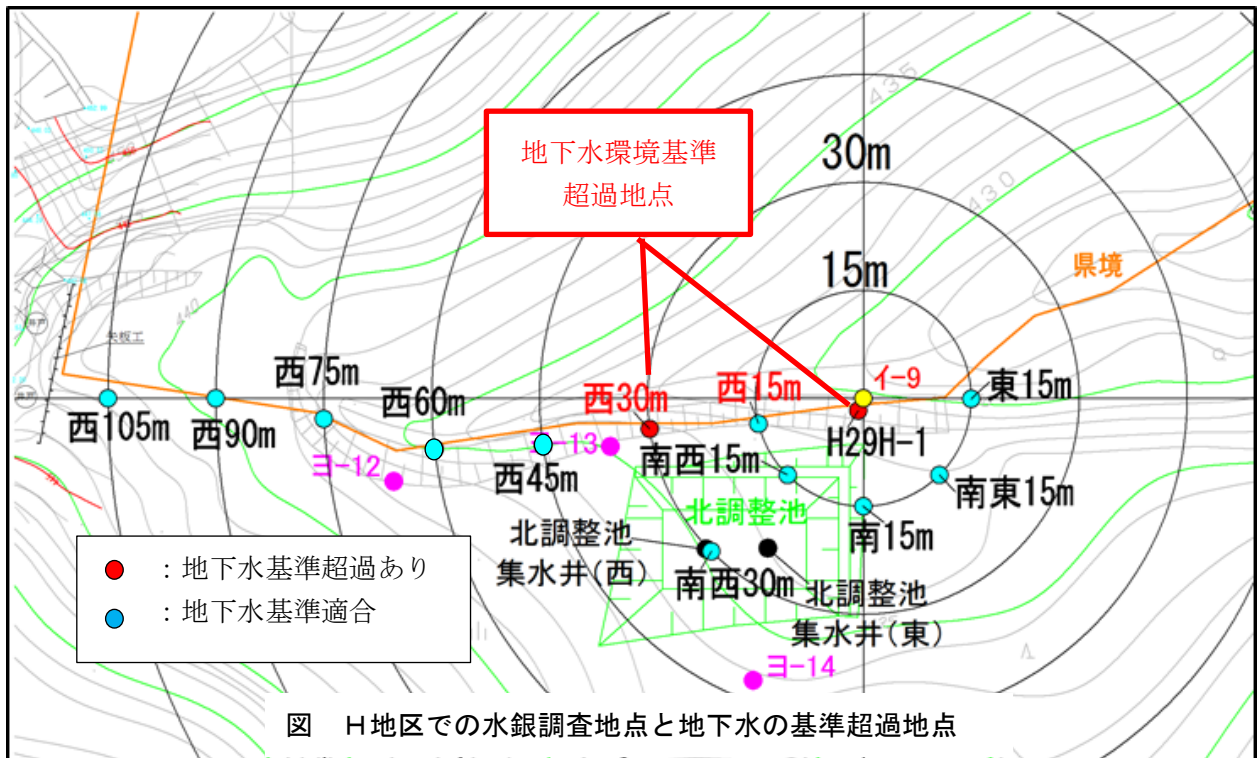
### 2 調査結果

#### (1) 地下水

ボーリング時はイ-9、西15m、西30mの3地点で基準超過したが、最新(3月、4月)の調査ではイ-9、西30mの2地点で基準超過している。

#### (2) 土壌含有量

13地点のうち8地点で、通常生活圏には無い0.3mg/kg超の土壌が地下10m付近に存在していた。



## 環境モニタリングの結果

## (1) 場内地下水における1,4-ジオキサンの検出状況

資料3のとおり

## (2) 周辺表流水における1,4-ジオキサンの検出状況

周辺表流水(9地点)において、公共用水域は全て環境基準に適合。

表1: 周辺表流水における1,4-ジオキサン濃度[mg/L]の測定結果

地点		H29.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	H30.4月	基準値	備考
公共用水域	直近の沢No.1	0.007	0.015	0.011	0.009	0.009	0.007	0.011	0.007	0.008	0.010	<0.005	0.05	
	直近の沢No.2	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005		
	小端川上流	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	小端川下流	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	境沢上流	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	溜池	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	十文字川支流	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
調整池	北調整池	0.012	-	-	-	-	0.019	-	0.015	0.015	0.024	0.008		
	南調整池	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.016		

青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会設置要領

(設置)

第1条 青森県との県境付近に発生した産業廃棄物不法投棄事案に係る現場の原状回復を進めるにあたって、広く県民等に不法投棄廃棄物や汚染土壌の撤去及び原位置浄化対策の内容等を情報公開するとともに、二戸市民等関係者の合意形成を図り、もって適正かつ円滑な事業の推進に資するため、青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 原状回復に向けた事業の安全性の評価をすること。
- (2) モニタリング計画の立案及びモニタリング結果の評価をすること。
- (3) 廃棄物撤去後の土壌等の汚染レベルの評価をすること。
- (4) 環境再生のあり方を調査・協議すること。
- (5) 不測の事態が発生した場合の対応策を調査・協議すること。（ただし、協議会を招集する時間的余裕が無い場合等においては、岩手県が実施した対応策等について速やかに事後報告を受け、その対応策等の評価をすること。）
- (6) その他現場の原状回復を図るために必要な事項を調査・協議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから岩手県環境生活部長（以下「部長」という。）が委嘱する。

- (1) 二戸市に居住する者
- (2) 青森県田子町に居住する者
- (3) 二戸市職員
- (4) 青森県田子町職員
- (5) 学識経験者

2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残余期間とする。

3 部長が指定する者について、オブザーバーとして協議会への出席を依頼することがある。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができないものとする。



- 3 協議会の議事は、出席委員の全員一致で決することを原則とする。
- 4 議事について審議を続行しても、その可否について全員一致で決する見込みがないと議長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は公開とし、岩手県情報公開条例（平成 11 年 12 月 17 日岩手県条例第 61 号）の規定に基づき、会議録等を開示する。

（代理出席）

第 5 条の 2 委員のうち、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号による者（以下「市町委員」という。）並びに部長が指定する団体に属する者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者（市町委員にあつては、部長が指定する職の者に限る。）を代理出席させることができる。

（意見の聴取）

第 6 条 協議会は、委員の求めに応じ、委員以外の学識経験者若しくは専門家等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室において処理する。

（雑則）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。  
（委員の任期の特例）
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、協議会設立時に就任する委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この要領は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。